

公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(平成 16 年 12 月 28 日公表)

2. コメント募集期間

平成 16 年 12 月 28 日～平成 17 年 2 月 28 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(平成 17 年 12 月 27 日公表)

3. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	あずさ監査法人 スtock・オプション会計検討グループ
CL02	(株)ジャスダック証券取引所 上場審査部
CL03	新日本監査法人 業務管理本部
CL04	大和証券エスエムビーシー(株) 公開引受部
CL05	(株)大和総研 スtock・オプション・プロジェクト
CL06	中央青山監査法人 研究センター
CL07	監査法人トーマツ リサーチセンター 有志
CL08	日興コーディアル証券(株) コーポレート・サービス部
CL09	日本経済団体連合会 経済法規委員会 企業会計部会
CL10	日本公認会計士協会
CL11	日本証券アナリスト協会
CL12	日本商工会議所
CL13	日本貿易会 経理委員会

[個人(敬称略)]

	名前・所属等(記載のあるもののみ)	
CL14	阿部 大輔	日本証券アナリスト協会 教育第 1 企画部長
CL15	佐藤 真良	公認会計士
CL16	野村 嘉浩	
CL17	橋上 徹	新日本監査法人 金融部

名前・所属等（記載のあるもののみ）		
CL18	深井 浩史	株式会社 フィナンテック IR コンサルティング部
CL19	山中 成大	新日本監査法人 業務管理本部 公認会計士
CL20	吉田 博樹	公認会計士

4. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
用語の定義 (第2項)	<p>第2項(3)のストック・オプションの定義における「企業」には、その関係会社が含まれるかどうか不明瞭であるため、明確にしたほうがよい。(例えば、親会社株式オプションを子会社従業員等に付与した場合の取扱いについて、結論の背景の第20項を見なければ明らかでないというのは、ストック・オプションの定義の仕方としてどうかとの趣旨。)</p>	<p>第2項(3)では、ストック・オプションを、「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に報酬として付与するもの」と定義しており、親会社株式オプションを子会社従業員等に付与した場合に、当該親会社にとって、この自社株式オプションの付与がストック・オプションの定義に該当しないことは明らかであると考えられる。第20項では、単にそのことを確認しているに過ぎない。</p>
	<p>第2項(5)における報酬の定義は、厚生労働省の見解と真っ向から対立する。この厚生労働省の見解を基準第15項(7)にいう、「自社株式オプション又は自社株式に対価性がないことの判断根拠」として利用できるのではないか。これを利用して費用認識の回避がなされないよう、関係省庁との調整経過も記載すべきではないか。</p>	<p>「厚生労働省の見解」は、労働基準法における報酬の定義を指しているものと推察されるが、社会制度における概念の内容は、それぞれの制度目的に応じて相対的に決められており、同じ「報酬」という言葉を用いていても、労働者保護を目的とする労働基準法上の報酬と、実態開示を目的とする会計上の報酬とでは、制度の目的が異なり、必ずしも両者の意味内容を一致させる必然性はないと考えられる。</p>
	<p>第2項(14)の公開会社の定義において、「組織された店頭市場」とは、何を想定しているか不明確である。グリーンシートのことを想定しているのか、あるいは別の市場を想定しているのか、明らかにされたい。</p>	<p>いわゆるグリーン・シート市場の取扱いが明確になるよう、適用指針で言及した。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
範囲（基準第3項、第18～27項）	<p>（範囲としている取引について）「自社株式オプション又は自社株式を用いない取引」を対象外としているが、自社株式オプションを含め報酬制度の多様化が進んでいる中、会計基準としては、現金選択権付の株式報酬取引や現金決済によるもの、その現金額が自社株式の市場価格と連動することとされているもの等についての規定を含めるべきと考える。</p>	<p>商法における新株予約権制度の導入によって、そのストック・オプションとしての利用が拡大していることを受け、この会計処理を明らかにする要請に応えることをそもそもの目的としているため、本プロジェクトで取り組む範囲については、自社株式オプションないしは自社株式を、財貨・サービスの対価として用いる取引に限定し、現金決済型の取引等については、ニーズがより具体的に明らかになった時点で別途テーマとして検討することとしている。</p>
	<p>以下のような事例は本基準の適用範囲になるのか、適用指針で明確にすべきである。</p> <p>a 公開準備の初期段階において、安定株主対策の一環として自社株式オプションを付与する場合</p> <p>b 敵対的買収の対策として、既存株主に大量の自社株式オプションを付与する場合</p>	<p>指摘の事例についても基準に考え方を示した。</p>
	<p>基準（案）では、適用範囲外の取引について、結論の背景にて記述がなされている。しかし、基準の対象範囲は重要な規定であり、結論の背景ではなく、基準本文で明確に記述すべきである。また、子会社の従業員等に対する親会社株式オプションの付与が基準の対象範囲である旨（20項）も、基準本文の範囲の項に含めるべきである。</p>	<p>基準本文では、適用範囲を画するに必要十分な基準を簡潔に述べており、これで足りると考える。結論の背景での例示は、いくつかのケースにつき、注意喚起的に基準本文の具体的な当てはめを示したものであり、簡潔かつ網羅的に記述すべき基準本文にはなじまないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>第 19 項における「取引当事者間の事前の合意か事後の合意か」という観点は削除すべきである。本則からは決して読み取ることのできない「事前の合意か事後の合意か」というような判断基準を「結論の背景」において持ち込むことは、不必要であるのみならず、解釈上の無用の混乱を招くおそれもあり、適切でない。</p>	<p>いわゆるデット・エクイティ・スワップがストック・オプションと類似しているため、両者を区別する規準を明確にする趣旨であることがわかるよう、「事前の合意」に関する記述は削除し、本基準がいわゆるデット・エクイティ・スワップを対象としていないと端的に説明することとした。</p>
	<p>(対価性が存在しないことの証明について) 第 25 項において、「対価性の存在しないことが証明できる場合には、本会計基準の適用対象外とした。ただし、対価性の推定を覆すに足る明確な反証が必要」とあるが、「対価性の存在しないことが証明できる場合」及び「対価性の推定を覆すに足る反証」について、どのようなものを想定されているか例示願いたい。</p>	<p>一般には、推定が覆されるケースを想定し得ないため、適用指針で具体例を示すことは適切ではないと考えられる。</p>
<p>取得したサービスの費用認識(基準第 4 項、第 28 ~ 34 項)</p>	<p>ストック・オプション付与時に金銭価値を認識し、現金報酬とのバランスを見ながら付与するようなケースが仮にあると、ストック・オプションの付与の実態が、100%将来の仕事に対する期待に対する対価、しかも権利確定期間後の仕事への期待に関するものであれば納得できるが、実態としては相当部分が過去の業績に対する恩賞として付与されていると思われ、そのような場合に、退職したら失効する報酬というものが、従業員のサービスに対する合理的な対価と言えるのか、疑問である。</p>	<p>指摘にある、ストック・オプションが過去の業績に対する報酬として支払われたことや、ストック・オプションに権利行使のための条件が付されていることによって、必ずしも対価性が否定されるわけではないと考えられる。</p>
	<p>現行の商法では労務出資は認められていないため、ストック・オプションを費用計上するには商法の規制を解決する必要がある。また、中間区分を設けることや権利不行使による失効が生じた場合に利益計上する会計処理などは、商法の影響を受けるものと考えられるため、結論の背景において、商法上の取扱いを明確にすべきである。</p>	<p>基準に会社法との関係についての説明を追加した。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>公開草案が、ストック・オプションを付与した場合、これに応じて従業員等から取得するサービスを費用処理するとしている点は、合理的であり、こうした案を提示されたことに敬意を表したい。</p>	<p>(特になし)</p>
<p>費用認識の相手勘定(基準第4項、第35～38項) [1] 資本案支持</p>	<p>ストック・オプションは、いずれは企業の所有者に帰属することから、資本計上すべきと考える。ストック・オプションは、現時点では払込資本ではないが、「将来払込資本となる可能性のある株主持分」である。かかる「株主持分」を、現行会計基準は、資本の部に計上してはいないが、将来における経済的便益の犠牲分ではないため、負債の性格を有していないことは明らかである。負債の部と資本の部の中間に独立の項目として計上することには反対である。中間項目が増えることは多くの投資家にとって企業の財務内容の理解を難しくするとともに、ストック・オプションを資本計上する外国企業との比較を困難にする。</p> <p>国際的な会計基準との調和を図っていくことが重要であり、国際会計基準、米国会計基準同様、「資本の部」に計上することが望ましいと考える。</p> <p>資本の部に計上するものとすべきである。現時点において、新株予約権を負債と資本の部の中間に独立して表示することを決定するのは適当でないと考え。38項に示されているように、貸方項目の区分表示のあり方全般についての検討を待って最終的に判断すべきである。新株予約権は負債としての性格を備えていないため負債の部に計上することは適当でないという点については同意するので、現段階では資本の部に計上することが適当と考える。</p>	<p>この論点は、本会計基準の検討に際して提起されたものであるが、単にストック・オプションの問題にとどまらない広がりを持つものであるとの認識から、当委員会では、別途「貸借対照表表示検討プロジェクト」を立ち上げ、この中でより一般的な問題として検討を行った。本会計基準の公開草案に寄せられたコメントは、このプロジェクトにおける審議の中で参考とされ、その成果として、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び同適用指針(以下「純資産会計基準」)が公表されている。以下は、当委員会での検討の結果、純資産会計基準で採られた考え方である。</p> <p>貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に計上し、少数株主持分のように返済義務のないものは負債の部に記載しない扱いが、近年、連結財務諸表を中心に行われてきている。また、貸方項目のうち報告主体の所有者に帰属するものを資本の部に計上する場合、少数株主持分のように、負債や資本に該当しない項目が生ずることがある。この場合には、独立した中間的な区分を設けることが考えられ、当初公開草案では、この方法を提案していた。しかし、公開草案に寄せられたコメ</p>
<p>[2] 中間区分案支持</p>	<p>新株予約権は会計的には負債の性質を有しておらず、負債の部に区分表示する現行の取扱いを見直すといった基準(案)の提案に同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」)による「負債」の定義に合致せず、また、新株予約権の段階においては、株主に帰属する払込資本やその成果である留保利益のいずれにも該当しないことから「資本」の定義にも合致しないため、中間区分案が妥当と考える。ただし、概念フレームワークでは、新株予約権の性格は「純資産」の「その他の要素」に該当するため、当該区分に表示すべきものとする。</p>	<p>ントも含め、中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が多数指摘されており、国際的には、中間区分を解消する動きがみられる。</p> <p>資産は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源、負債は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務という特徴をそれぞれ有すると考えられる。純資産会計基準は、貸借対照表上、そのような資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものを資産と負債との差額として純資産の部に記載することとしている。一方で、純資産のうち株主に帰属する部分を強調する観点から、「株主資本」と「株主資本以外の項目」とを区別している。</p>
[3] 中間区分案不支持	<p>世界的な会計基準統合の動きがある中で、我が国のみが独特の処理を行い、コンバージェンスと逆行するような形で中間に独立の項目として計上することに反対する。</p>	<p>財務報告における情報開示の中で、特に重要なのは投資の成果を表す利益の情報であると考えられる。それは、企業価値を評価する際の基礎となる将来キャッシュ・フローの予測やその改訂に広く用いられ、当該情報の主要な利用者であり受益者であるのは、報告主体の企業価値に関しを持つ当該報告主体の現在及び将来の所有者(株主)であると考えられるため、当期純利益とこれを生み出す株主資本は重視される。</p>
[4] 少数株主持分との比較の是非	<p>少数株主持分が連結財務諸表上、負債の部と資本の部の中間に表示されるのは、連結固有の勘定であるためである。ストック・オプションである新株予約権は、個別計算書類の問題であって少数株主持分とは比較しようがなく、これを理由に、少数株主持分と同様に処理することは論理的ではない。</p>	<p>新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの</p>
[5] 負債案支持	<p>貸方の勘定科目を直接「資本」勘定とするには、労務出資が株式会社において認められるかについて商法上の問題をクリアしなければならないが、通説では否定されている。ストック・オプションである新株予約権を資本に計上することは、不安定でかつ確実な財産に裏付けされない観点から、資本を相当する財産によって実質的に充実されなければならない、とする商法の資本充実・維持の原則に反する。また、借方に「費用」を計上し、貸方に「資本」を計上するのは、複式簿記の原理に沿ったものとは言えない。しかしながら、少数株主持分を引き合いに資本と負債の中間に表示することは理論性に欠ける。現状としては、繰延収益などに負債計上を容認している会計慣行を、ストック・オプションである新株予約権の表示についても当面は追認せざるを得ない。</p>	<p>新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
[6] 権利確定前：中間区分，権利確定後：資本とする案	<p>従業員等からサービスを受取り、ストック・オプションの権利確定日に確定した費用はもはや取消されることのない費用なので、将来の権利行使のいかんにかかわらず、権利確定日の翌日に資本となるものである。したがって、評価単価は権利確定日に決定され、費用の相手項目は権利確定日の翌日に資本に計上されるべきだと考える。権利確定以前に費用の相手方を資本に計上して、権利不確定による失効について資本の額の再測定を行うという考え方については不確定なものを資本として計上するので賛成できない。したがって、権利確定日までは中間項目によることを支持する。ただし、中間項目として処理されるのは権利確定日までであり、その翌日から資本に計上されるべきだと考える。</p>	<p>間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、また、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接取引によるものであり、親会社株主に帰属するものではないため、純資産会計基準は、新株予約権を、純資産のうち、「株主資本以外の項目」に区分することとしている。</p> <p>なお、以上の点は、権利確定前と確定後で異なるところはないと考えられる。</p>
[7] 今後検討すべき事項	<p>概念フレームワークが社会的な合意として、一般に広く認識されたという段階には至っていないと判断されることから、公開草案第 38 項にも記載されている通り、貸借対照表の貸方項目の区分表示のあり方全般についての検討をまず行い、その結果を受けての結論にすべきと考える。「資本の部」に計上するとなった場合には、現在適用されている新株引受権の表示区分についても変更が必要となる。</p> <p>中間区分の新設については、当該区分の概念上の取扱いを明確にし、かつ本来負債または資本の性質を有するものがそれらに区分される可能性を排除するため、その利用を限定するとともに、並行して負債と資本の区分に関する基準等を定めることが必要であると考えられる。</p>	<p>貸借対照表表示検討専門委員会では、公開草案に寄せられたコメントに、国際的な調和の観点で、資本案を支持する意見が多かったこと、負債案を支持する意見はごく一部にとどまったこと、公開草案の提案する中間区分案への支持は限定的であり、特に新株予約権の性格を少数株主持分のそれと関連させることにより中間区分を結論付ける方法論に対して、是非を問う指摘が散見されたことを背景に、国際的な調和の観点から中間区分を廃止し、資産と負債をそれぞれ独立して定義した後、それらの差額を純資産とした上で、新株予約権を含め、貸方項目の区分表示のあり方全般について検討が行われ</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>費用認識の相手勘定について負債と資本の中間に独立の項目を設けることは、企業会計原則の変更につながるなど、会計制度全体に対して大きな影響を与えることが予想される。貸借対照表の貸方項目の区分表示のあり方全般については、別途、検討を行うとのことであるが、わが国の会計制度や会計実務に及ぼす影響を十分勘案して、海外の動向を踏まえつつ、包括的かつ慎重な検討を行われたい。</p>	<p>た。</p> <p>この際、これまでわが国で主張されてきた純利益とこれに対応する株主資本を明示することに留意し、会計処理については極力現行の取り扱いを尊重しつつ検討が進められた。</p> <p>純資産会計基準の検討にあたっては、様々な考え方や国際的な基準のほか、平成16年9月に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の一部も参考に議論が重ねられた。</p>
[8] その他の指摘	<p>公開草案では、社債と同時に発行される新株予約権の表示区分をストック・オプションである新株予約権の表示区分と一致させることが提案されているが、これは本公開草案で提案する案件ではない。したがって、基準案第38項後段について、最後の3行を削除すべきである。</p> <p>新株予約権はその他の包括利益に該当しないとの指摘については、その他の包括利益の取扱いは、投資の成果をリスクから解放された時点で利益計上(リサイクル)するか否かに係る問題であって、ストック・オプションの表示区分問題とは全く関係がない。</p> <p>コメント用参考資料で、資本案を支持する2番目の理由として『資本の部には、既に損益計上に結びつき得る資本直入項目が入っており、これと同様の取扱いができるはずである(失効時に利益に計上する資本直入項目の新設)。』とあるが、これは、資本案とは相容れない失効時の利益計上を当然の前提としており、資本案を支持する理由として不適切である。</p>	<p>純資産会計基準の公表を受け、当該提案は削除した。</p> <p>純資産会計基準の公表を受け、当該表現は削除した。</p> <p>純資産会計基準では、新株予約権は純資産の部のうち、「株主資本以外の項目」に区分することにより、失効時には利益として計上するものとして整理されている。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>基準案の結論の背景では、新株予約権は、現行制度で資本の部を構成する払込資本、留保利益、いわゆる「その他の包括利益」(その他有価証券評価差額金等の資本直入項目)のいずれにも該当しないため、資本の部に計上することには問題があるとしている。しかし、資本直入項目も最近になって資本の部に計上されることとなったものであり、新株予約権を新たに資本の部の構成項目とすることにも本質的な障害はないと思われる。</p>	<p>純資産会計基準の公表を受け、当該表現は削除した。</p>
	<p>資本の部に計上する場合は失効時に利益に戻し入れる処理が説明しにくくなるとの考えも示されているが、現行制度上、資本直入項目から損益計算書への振替処理が行われている一方、少数株主持分から損益計算書に直接振り替える処理はないことを考えると、新株予約権を少数株主持分とともに中間区分とすることが戻入処理を理論的に正当化する上で特に有用であるとは思われない。</p>	<p>純資産会計基準では、新株予約権は純資産の部のうち、「評価・換算差額等」も含め、「株主資本以外の項目」に区分するものとして整理されている。</p>
<p>費用計上額の配分(第6項)</p>	<p>「各報告期間における費用計上額は対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する」とあるが、例えば過去の勤務や業績に対応したストック・オプションの付与など、すでに権利確定しているストック・オプションが付与される場合であっても「配分」を要求しているように読み取れる。「配分」という語句を用いるべきではなく、削除すべきである。</p>	<p>配分期間には長短様々なケースがあり得るが、付与と同時に権利確定しているケースは、そのうち配分期間が一時点であるケースと考えられる。(適用指針第18項参照)</p>
	<p>実務において散見される税制適格要件を満たすためだけ(権利行使期間開始日まで勤務してもらうという積極的な意図はない)に、権利行使期間開始日までに待機期間を設定している場合の費用配分期間の考え方について明らかにすべきである。なお、対象勤務期間が明確ではないストック・オプションの付与については、明確な反証のない限り「配分」の根拠がないことから、付与日にて費用処理を行う旨の規定を加えるべきである。</p>	<p>税制適格要件を満たすためだけに待機期間を設けているストック・オプションの会計処理及び対象勤務期間が明確でないストック・オプションについては、適用指針に考え方を示した。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
公正な評価単価の算定（基準案第7項、第44～46項）	<p>第7項(1)において、対象勤務期間のスタート時点を当然の前提のように評価単価決定の基準日にしているが、その論拠についてはさらに説明が必要である。従業員等サービスの価値については、オプション数量のみならず価格(評価単価)についても、対象勤務期間のエンド時点(権利確定日)のものを基礎として算定するのが合理的という考え方もあり得る。「付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しない」(第46項)ということは、なぜ付与日を基準日とするかの根拠にはならない。</p>	<p>付与日を測定の基準日とすることの説明のうち、指摘されている第46項前段は一部にすぎない。むしろ、第46項後段及びそこで引用されている第41項で、その根拠が示されている。</p>
	<p>第7項(1)において、ストック・オプションの公正な評価単価の算定は、「付与日現在で算定し、その後は見直さない。」と記載されているが、第12項(1)の条件変更の会計処理と矛盾する内容となっている。第7項(1)の規定は、「原則として」を補い、「付与日現在で算定し、<u>原則として</u>、その後は見直さない」とすることが妥当である。</p>	<p>指摘の点に対応し、第7項(1)の記述を、条件変更の場合を除きその後は見直さないとの趣旨となるよう改めた。</p>
	<p>従業員向けに一般的に付与されるオプションの期間については、権利確定までの数年間と、権利確定後から権利行使期限までの数年間という二つの期間に分けて考えることができる。単純なブラック・ショールズ式の場合には、計算時点と権利行使開始と時間差はそれと見ていないものと思われる。基準案による公正価値の計算においては、この場合どのように計算するのか、期間二段階で計算するのか、退職・失効についての発行者の持つオプション価値はどのように考えるのか。公正な価値の計算方法が説明、確立されていない段階での導入は難しいと考える。</p>	<p>評価技法を利用したストック・オプションの公正な評価単価の具体的な算定方法については、適用指針に示した。</p>
	<p>公正な評価単価の算出方法(ブラックショールズモデルや二項モデル)について、指針で示すべきである。</p>	

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>評価技法に関する適用指針の中でも特に、ボラティリティ、オプションの期間及び原資産価格に関するガイドラインが必要である。</p>	
<p>ストック・オプション数の算定及びその見直しによる会計処理（基準案第8項、第47～48項）</p>	<p>第8項(2)における、「重要な変動」の数値基準を適用指針等で定めることが必要と考える。</p> <p>第8項(3)「権利確定日には、ストック・オプション数を権利の確定したストック・オプション数と一致させる」については、失効の見積の修正を重ねれば、見積数は自動的に確定数と一致するはずであり、あえてこのような記述を行う必要はない。</p>	<p>「重要な変動」の度合いは、ケースによりまちまちと考えられ、適用指針において、数値基準を設けることは適切ではないと判断した。</p> <p>第8項(2)は「見積数」に変動が生じた場合の規定であり、「重要な変動が生じた場合」に修正を求めている。これに対して第8項(3)は、「実績数」が明らかになった場合の規定であり、厳密に言えば「見積数」の変動には含まれないこと、また、見積数との差額が「重要な変動」に該当する場合に限らず、全ての場合に「実績数」への修正を求めるものであること等、必ずしも第8項(2)に包摂できない内容を含んでおり、権利が確定した場合の取扱いを、権利が確定する前の見積もり段階の会計処理とは別途規定することで会計処理の内容がより明確になると考えた。</p>
<p>権利確定日より後の会計処理（基準</p>	<p>新株予約権は最初から資本として確定しているため、権利行使最終日以降に失効しても利益計上せず、資本の分の内訳間での振り替え等の処理を検討する必要がある。</p>	<p>ストック・オプションが失効した場合には、付与を受けた従業員等は、株主とはならない。本会計基準では、このように新株予約権が行使されずに消滅し</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
案第 9～10 項、第 39～48 項)	<p>ストック・オプションは従業員からのサービス取得の対価として付与日においてその価値が確定している。貸方項目の検討の結果、ストック・オプションが資本の部の中で払込資本ではなく独立の項目（例えば新株予約権）に計上される場合には、オプション消滅時に振替処理が必要になる。この場合、オプションが行使された場合と、失効した場合で振替先の相違は生じうると考える。なお、ストック・オプションの付与を、既存株主と潜在株主の間の富の移転と考える立場にたてば、失効の場合には潜在株主から既存株主への富の移転が起こるので、利益計上することになる。</p> <p>権利不行使により失効した部分を利益として損益計算書に計上する場合、どの区分で計上するかを明確にする必要がある。</p> <p>権利不行使による失効時の利益への戻入を、「原則として」当該失効が生じた期にその実績に基づいて行うことについては、「原則として」を削除すべきである。権利不行使による失効は、見積によらず実績に基づくものとしている以上、例外を認めるべきではない。</p>	<p>た結果、新株予約権の付与に伴う純資産の増加が株主との直接的な取引によらないこととなった場合には、それを利益に計上したうえで株主資本に算入するという考え方をとっている。</p> <p>適用指針第 21 項で、特別損益として計上することを明らかにした。</p> <p>指摘に対応し、第 10 項及び第 48 項における、「原則として」の文言を削除した。期末において、当該企業の株式の市場価格が行使価格を大幅に下回っており、かつ、当該ストック・オプションの権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められないような場合には、失効数が確定したとみなすことができると考えられる点が明らかとなるよう、第 48 項の文言を修正した。</p>
未公開会社の取扱い（基準案第 11 項、第 49～53 項）	A 案及び B-1 案には問題点があると考えられることから、未公開会社に付与されたストック・オプションの会計処理については B-2 案を採用すべきものと考え	未公開企業における取扱いについては、様々な意見があったため、現行案のような折衷的な解決案を示した上で、特に意見を求めた。 公開草案に寄せられた意見も分かれたが、特に財

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
[1] 基準案（B-2案）を支持	<p>理想はA案であるが、現実を考慮してB-2案に賛成。付与日の価値で測定し、その後の株価の影響を反映しない点で、本則と整合的、権利行使日の本源的価値を付与日の公正価値の代理数値とみることができるかどうかについては評価が分かれるため、注記で開示し、その利用方法については投資家の判断に委ねることが適当である、に全く異論がない。その反論として、「投資家が株式価値の実態を正しく判断するための情報が財務諸表本体では提供されないことになる。」とあるが、上記の注記開示があれば十分と思われる。</p> <p>未公開会社にストック・オプションの活用を容易にさせるという視点から、最も簡明な処理を選択可能とするB-2案を支持する。</p>	<p>務諸表の利用者が、原案（ストック・オプション単価につき、付与日の本源的価値により、その後権利行使にいたるまでの本源的価値の変動については、注記にて開示する方法）を広く支持していることから、取扱いを変更する必要はないと判断した。</p> <p>（なお、未公開企業において測定値の信頼性に疑義が生じるのは、インプット・データの信頼性に起因するものであり、評価モデルそのものの精度によるのではないと考えられる。）</p>
[2] B-2案不 支持	<p>未公開時に発行されたストック・オプションのみ当該価値の変動を注記するという事は、公開会社の場合付与日の以降公正な評価単価を見直す必要がない点と比べて、平等性及び連続性の面で問題が生じる可能性がある。</p> <p>未公開時に付与されたストック・オプションのみに求める注記情報は、期末における発行会社株式の時価と行使価額の差額に期末時点における未行使株数を乗じているに過ぎず、公開後にあえて開示を義務付ける意味合いは乏しい。ここで言う本源的価値の増加分は、一般の株主価値の増大と同等であると考えられるため、ストック・オプションを行使した対象者のみが取得した財産に関する情報を開示することを求める理由について、納得の行く説明がなされていない。</p>	

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
[3] A 案支持	<p>公開草案に従うと、未公開会社では事実上費用が計上されない。未公開会社では、公正な評価単価について、信頼性をもって測定することが困難との消極意見があるが、株式オプション価格算定モデルのうち二項モデルによれば、未公開会社であっても信頼性がある見積りが可能である。国際的調和の観点も踏まえ、測定方法に関するガイドラインを充実させ、原則どおり付与日の公正な評価単価で費用認識することが会計基準の趣旨に合致するものと考ええる。</p>	
[4] A 案不支持	<p>未公開会社がストック・オプションの価値を上場会社と同様の方法で算定するのは負担が大きく、また類似会社方式を取った場合、恣意的に（費用計上を減らすように）類似会社が選ばれることもありうるため、問題がある。</p>	
[5] B-1 案支持	<p>未公開会社のストック・オプションの行使価格は、付与日の自社株式の評価額よりも高く設定されることが多いが、公開前の資本政策を前提とすれば、株価は右肩上がりを想定して、増資価格を決定するケースが通常である。公開前であっても、自社株式の評価額が行使価格を超えることも考えられるため、その時点で費用計上する B-1 案が妥当である。</p> <p>わが国のストック・オプション制度は、全体としては健全な姿で運営されている。しかし、未公開会社・新規上場会社の中には、必ずしも健全でない商品設計や運営を行う例が見受けられる。投資家等が株式価値の実態を正しく理解できるようにするためには、いささか簡便であっても、未公開会社にもストック・オプション付与時点から費用計上を義務付けることが必要である。</p>	
[6] B-1 案不支持	<p>契約時に等価交換している以上、権利行使日の本源的価値を付与日の公正価値の代理数値とみることには疑義がある、費用計上額が労働サービスの提供と対応しない、ことから反対。</p>	

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>未公開会社のストック・オプション付与は公開時期が近付いた申請期や直前期に多く行われるため、毎期に本源的価値を見直し、損益に反映させる場合、見直す時期は公開直後となるケースが多くなる。公開直後の株価は市況に大きく左右されやすいため、会社の本来の業績と無関係な追加費用が計上されてしまう可能性がある。</p>	
[7] B 案不支持	<p>公正な評価単価の評価技法には幾つかの方法があるが、どの評価技法を使用しても推定値の枠は超えられないものであり、未公開会社だけが損益計算に反映させるだけの信頼性をもって見積もることが困難であるとは必ずしも言い切れない。ただし、今後の適用指針の開発において、どの評価技法を使っても、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない場合には、本源的価値による算定を認める限定的要件を具体的に示した上で、例外的措置としての本源的価値によるストック・オプションの評価額を認めることはやむを得ない。</p>	
[8] その他の指摘事項	<p>未公開会社の株価をどのように算定するか、適用指針にて規定するか例示する必要がある。</p> <p>第52項において、「重要性の問題として各企業の判断に委ねることとした」とあるが、企業判断に委ねる事項を具体的に明示してほしい。</p>	<p>未公開会社の株価の算定方法は様々であり、適用指針自体で画一的に規定もしくは例示することは適切でないと判断した。</p> <p>未公開企業における取扱いは、公開企業のグループ内にある未公開企業においても異なるという趣旨を明確にした。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>通常、未公開会社は株式公開を前提としてストック・オプションを付与するものと想定される。株式公開以前に付与したストック・オプションの、公開直前期及び公開後の会計上の取扱いについても適用指針で明確に記述すべきであると考えられる。</p>	<p>付与日を公正な評価単価の測定基準日としたことの帰結として、未公開会社である間に付与したストック・オプションに関し本源的価値による測定方法を採用した場合には、たとえその後当該会社が公開しても、事後的に（付与日の）公正価値による測定を求めることにはならないと考えられる。</p>
<p>行使価格等の条件変更の取扱い（第12項、第54～56項）</p>	<p>当初付与したストック・オプションを変更する場合に権利行使価格を引き下げるのではなく対象者を増加させる場合の取扱いを適用指針で明らかにしていただきたい。</p>	<p>ストック・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更に加え、ストック・オプション数を変動させる条件変更及び費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更についても検討を行い、新たに規定した。</p>
	<p>権利確定期間などの期間が変更された場合には、設例も含めどのように会計処理するのか明らかにすべきである。</p>	
	<p>ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理として、なぜ〔設例2〕の会計処理になるかについて、より明確な理解が得られるよう結論の背景（第54項から第56項）の記載の見直しが必要である。</p>	
	<p>ストック・オプションは労働サービスの対価として付与されるのであるから、条件変更後の公正な評価単価が労働サービスの価値を反映していると思われる。したがって、条件変更により変更後の公正な評価単価が下がった場合にも、変更後の公正な評価額に基づいて費用配分すべきと考える。第12項(2)の会計処理の趣旨が利益操作の排除にあるのなら、影響額を注記することで、そのような意図が抑制される。</p>	

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理(第13項、第57項)	<p>第13項(2)については、どのようにして「信頼性」を判断するのか目安を、適用指針において具体的に示したほうが良い。</p> <p>基準案ではサービス等金額と持分金融商品等金額のどちらをより本質的・原理的な測定基準としているのか不明であるので、サービス等金額と持分金融商品等金額のどちらかを一義的に選択し、ストック・オプション取引および財貨・サービス対価自社株式オプション付与ないし自社株式交付取引の全体を貫く原理・原則基準として決定すべきだと考える。そのうえで、取引の相手方や取引の形態により測定の信頼性の制約から原理・原則基準によるのが適切でない場合に、他方の基準を(代理的に)適用するという構成にすべきと考える。</p>	適用指針に考え方を整理した。
開示(第15項、第60~61項)	<p>第15項の開示項目は、有価証券報告書や半期報告書で注記することを想定していると思われるが、これら以外の決算資料、例えば、決算短信や企業が自主的に(あるいは業法等に基づき)作成するアニュアル・レポート等でも注記を義務づけることとしてはどうか。</p> <p>ストック・オプションの価値は、付与した時点で算定すべきものである。その付与した時点で、本源的価値を認めたのであれば、その情報だけで十分であるので、第15項(5)の「本源的価値の合計額」についての削除を提案する。</p>	<p>個別の会計基準で義務付ける要件ではないと考えられる。</p> <p>このように、付与日以降のストック・オプションの本源的価値の変動情報に関しては、不要であるとの指摘がある反面、付与日におけるストック・オプション価値の測定に公正な評価単価を用いないことによる情報不足を補う意義があると考えられる意見もあり、その情報価値については意見が分かれているため、原案どおり、この情報を注記で開示し、その利用方法については投資家の判断に委ねることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	<p>第 15 項(1)の「財務諸表への影響額」は、適用初年度のみ注記すれば足りるのか。適用初年度のみ注記であるとすれば、初年度分のみ影響額か、それとも全期間にわたる影響額の合計か、を具体的に記載すべきである。</p> <p>未公開会社の取扱い案で B-1 案を取る場合は、公開準備の段階によって適切な本源的価値の算定方法が変わることが予想される為、本源的価値の算定方法も注記すべきである。</p> <p>第 15 項(6)の「条件変更等の状況の開示」については、「変更による影響額」も含めるべきである。</p>	<p>開示の詳細については、適用指針に規定した。</p>
<p>適用時期及び経過措置（基準案第 16～17、62～64 項</p>	<p>当会計基準は早期適用が認められないこととなっているが、第 65 項にも記載されている通り、特に支障がない限り、新たな会計基準が導入された場合には、早期適用が望ましいと考えられる。現行商法等との兼ね合いで早期適用に支障があると判断されているのであれば、その内容を明示頂きたい。</p> <p>第 17 項については、付与日に遡った公正価値の算定は困難と考えられるため、「…、付与日における…」を「…、条件変更日における…」とするべきという意見があった。</p>	<p>現行商法下では、本会計基準の適用の可否に関して法的な不明確さがあるため、会社法の施行にあわせて適用することとした。会社法との関係については、結論の背景で触れることとした。</p> <p>また、本会計基準では、付与日の測定値に基づく会計処理が求められていることから、過去に遡って測定に関するデータの収集を求めることは必ずしも適切ではないと考えられる。</p> <p>公開会社であれば、付与日に遡って公正価値を算定することは特に困難ではないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
その他	<p>基準（案）では、「ストック・オプション」と「自社株式オプション」を分けて定義しているが、基準の対象範囲は「自社株式を原資産とするコール・オプションを支払手段とする取引」であり、両者を別々に定義することでかえって基準の内容が理解しづらくなっている。国際基準とのコンバージェンスの観点からも、定義は米国基準や IFRS と同様にしたほうがよいと考える。例えば、以下のような定義を行うのはどうか。</p> <p>a スtock・オプション＝自社株式を原資産とするコール・オプション</p> <p>b 従業員等ストック・オプション＝ストック・オプションのうち、自社の従業員等に対して付与するストック・オプション</p> <p>c 基準の対象範囲（第3項）：自社の株式又はストック・オプションを支払手段として、財又はサービスを受領する取引</p>	<p>当初はコメントの提案のような構成で整理していたが、一般に従業員等ストック・オプションが「ストック・オプション」と呼ばれている慣行に鑑み、「ストック・オプション」の名称をそのような特定の目的に使用し、より一般的には「自社株式オプション」という名称を与えるという基準案の整理に至っている。このような経緯から、基本的な定義の構成を変更する必要はないものと判断した。</p>
	<p>第2項に「自社株式」の定義が示されているが、他方、第40項や第43項においては、「自己株式」という用語が使用され、「自社株式」と使い分けられている。基準の内容の理解に資するよう、「自社株式」と「自己株式」の相違を明示していただきたい。</p>	<p>自社株式の定義は削除し、自社株式オプションの定義の中で、自社の株式とは財務諸表を報告する企業の株式である点を明確にした。</p> <p>なお、ストック・オプションが権利行使された場合に、新株発行によらず、金庫株を使って交付する場合に、特に「自己株式」を使っていることは文脈から判断可能であり、「自己株式」について特に定義を明確にする必要はないと判断した。</p>
	<p>業績条件（2項(11)）の付された取引に関する取扱いが、基準（案）では示されていない。最終基準または指針にて手当すべきであると考える。</p>	<p>勤務条件や業績条件等の権利確定条件が付されたストック・オプションの会計処理については、適用指針で取扱いを明らかにした。</p>

論点の項目	コメントの概要〔基準の項数は、「公開草案」におけるもの〕	コメントへの対応
	中間決算における取扱いを、適用指針にて手当すべきであるとする。	中間決算を理由に特別な規定を設ける必要はないと判断した。
	最終基準の確定時期については適用指針の確定時期と合わせるべきであるとする。	指摘のとおり対応した。
	子会社がストック・オプションを発行した場合の資本連結上の取扱いを適用指針で明らかにしていただきたい。	別プロジェクトで取り扱われている(「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び同適用指針)。
	海外関係会社が現地基準に基づいてストック・オプションの会計処理を行っている場合の取扱いを明確にする必要がある。その際、連結決算時に日本の会計基準との整合性を図るために決算修正作業を求めることは、大きな実務負担となるため、連結決算(持分法を含む)上の海外関係会社については、我が国基準と同等と認められる現地基準に基づく会計処理と表示を容認すべきである。	別プロジェクトで取り扱われている(実務対応報告公開草案第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」)。
	先般の最高裁判所における判決(判例:平成17年1月25日第三小法廷判決平成16年(行ヒ)第141号所得税更正処分等取消請求事件。要旨:米国法人の子会社である日本法人の代表取締役が親会社から付与されたストック・オプションを行使して得た利益が所得税法28条1項所定の給与所得に当たるとされた事例。)に基づく当該会計基準公開草案への影響について、当方では「当該判例から、ストック・オプション取引に関し、費用認識を求める会計基準の主旨をより強く印象づけることとなり、場合によっては当該判例及び欧州連合が導入した国際会計基準等からの影響に鑑みると再び当該会計基準公開草案の見直しもあり得るのではないか」と思料したがいかがか。	会計の問題ではないため、対応不要と考えた。